

# 一般会計 補正

# 5億2436

## 【総額】

## ● ● ● 条例・協定 ● ● ●

### 大崎町公民館の設置及び 管理に関する条例改正

6月議会において、施設の名称や使用に関する項目が不備のため、否決となっております。大崎町公民館条例のうち、立小野公民分館に関する記述を削除する条例改正です。

### 大崎町立小野ふれあい館の 設置及び管理に関する条例

前記の公民館条例改正により、大崎町立小野公民館の新名称と使用に関する条例の制定です。

#### 名称

#### 大崎町立小野ふれあい館

※施設使用料や使用時間帯については、今までと変わりません。

### 大崎町地区計画案の 作成手続きに関する条例

都市計画法に基づき、地区計画案の提示方法及び意見の提出方法を定めるものであります。

採決の結果、賛成多数で可決されました。

#### ・ 原案の提示方法

町長は、地区計画原案の名称・位置及び区域を公告し、その原案を公告の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供する。

#### ・ 意見の提出方法

意見を提出する場合は、縦覧期間満了の翌日から起算して1週間までに意見書を町長に提出

#### 反対討論（中山議員）

9月8日の本会議で、大型小売店A/Z進出のための議案であると言われた。今までも企業立地、工場立地、町づくりについて必要だったはずである。なぜ、その時期に本案を出さず現時点で出したのか。真剣に町全体のことを考えるのであれば、早い時点で制定すべきものなのだが、現時点で出したことに対して非常に不満がある。よって反対する。

### 鹿屋市との

### 定住自立圏形成協定

この協定は国の方針により、中心市宣言を行なった自治体とその宣言に賛同した自治体の間において、お互いに役割分担をしながら、都市機能・生活機能を確保し充実させるためのものです。

今回鹿屋市との間において、医療・産業振興（酪農）・地域公共交通・地域内外の住民との交流や移住促進・圏域内市町の職員等の交流という5つの項目で協定を締結しました。



定住自立圏形成協定を結んだ3市5町